

鳴門市地域防災計画

【大規模事故等災害対策編】

鳴門市地域防災計画 目次

大規模事故等災害対策編			
	第1節	海上災害対策	D - 1
	第2節	航空災害対策	D - 5
	第3節	鉄道災害対策	D - 9
	第4節	道路災害対策	D - 12
	第5節	危険物等災害対策	D - 15
	第6節	大規模な火事災害対策	D - 18
	第7節	林野火災対策	D - 20
	第8節	原子力災害対策	D - 23

大規模事故等災害対策編

第1節 海上災害対策

第1 方針

船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等の発生又は船舶からの危険物等の大量流出等による著しい海洋汚染、火災、爆発等の発生といった海上災害に対する対策について定める。

第2 災害応急対策

1 発災直後の情報収集・連絡及び通信の確保

(1) 災害情報の収集・連絡

ア 海上事故情報等の連絡

大規模な海上事故が発生した場合又は発生するおそれがある場合、関係事業者等は速やかに徳島海上保安部へ連絡するものとする。

海上保安部は、関係機関等に事故情報の連絡を行う。

県は、徳島海上保安部から受けた情報を関係市町村、防災機関等へ連絡する。

イ 大規模な海上事故発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡

(ア) 関係事業者等は、被害状況を徳島海上保安部に連絡する。

(イ) 市は、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。

(ウ) 市は、県に応急対策の活動状況、市対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

ウ 一般被害情報等の収集・連絡

関係事業者等は、被害状況を徳島海上保安部に連絡する。

県は、被害の情報を収集し、これを必要に応じ消防庁及び関係省庁に連絡する。

エ 応急対策活動情報の連絡

関係事業者等は、徳島海上保安部に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。

市は、県に応急対策の活動状況、市対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

また、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を関係市町村に連絡する。

防災機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。

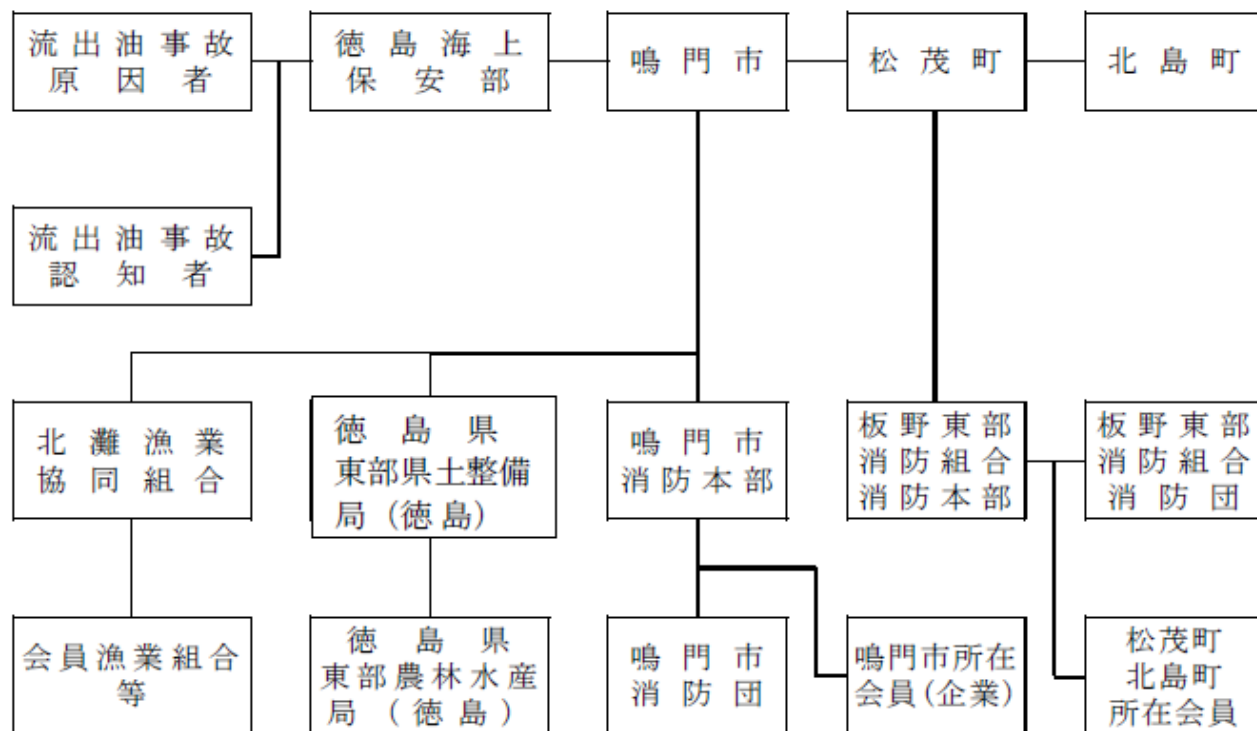
(2) 流出油災害発生時の情報収集・連絡

ア 流出油等の事故が発生した場合、事故の原因者等は、速やかに流出油の発生状況等を徳島海上保安部等に通報するとともに拡散防止等の措置を講じるものとする。

イ 流出油等の事故が発生した場合は、海上での対策、漂着の防止、流出油等の回収処理等に関し、徳島海上保安部、徳島県排出油等防除協議会（徳島海上保安部に事務局）、県及び関係機関と連携を密にし、必要な応急対策を実施するものとする。

ウ 流出油等の事故が発生した場合は、地域住民に対し広報活動を実施するとともに必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、火気使用の禁止等の措置を講じるものとする。

エ 情報伝達系統図



2 活動体制の確立

(1) 市の活動体制

市は、発災後速やかに共通対策編第3章第2節「市の活動体制」により、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び市対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

(2) 広域的な応援体制

市及び県は、被害の規模に応じて、他の地方公共団体に応援を求めるものとする。また、大規模な海上事故の発生を覚知した時は、発災地以外の市町村は、あらかじめ関係地方公共団体により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。

(3) 自衛隊の災害派遣

第五管区海上保安本部長等法令で定める者は、海上事故の規模や収集した被害情報から判断し、必要があれば直ちに自衛隊の派遣要請を行うものとする。

3 搜索、救助・救急及び消火活動

(1) 搜索、救助・救急活動

ア 海上災害時における搜索、救助、救急活動については、徳島海上保安部、警察及び必要に応じて民間団体等と連携し、迅速な搜索活動及び救出、救助活動等必要な措置を講じるものとする。

イ 大規模な救難事故等が発生した場合はア以外に、共通対策編第3章第13節「緊急輸送対策」に基づき救助物資の輸送等を行うものとする。

(2) 消火活動

船舶等の火災を知ったときは、速やかに火災発生状況を把握し、その旨を徳島海上保安部、関係機関等に通報し、連携を図るものとする。

ただし、岸壁等に係留された船舶等の火災については、迅速な消火活動を行うとともに、徳島海上保安部、関係機関等に連絡するものとする。

4 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

(1) 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

交通の確保・緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通管制、応急復旧、輸送活動を行うものとする。

(2) 交通の確保

傷病者、医師、避難者又は救援物資等の緊急輸送は、徳島海上保安部、警察署と連携し、被害状況及び緊急度の考慮と、以下の点に留意し行う。

ア 緊急輸送車両として市有車両を配備するとともに、被害の状況に応じて運送事業者等に協力要請するほか県に斡旋依頼する。

イ 予め指定しているヘリポートを必要に応じて開設するとともに、緊急輸送車両との連携体制を確立する。

ウ 交通規制にあたっては、徳島海上保安本部、警察機関、国、県あるいは関係市町の道路管理者、指定公共機関あるいは指定地方公共機関の交通関係機関と、相互に密接な連絡調整を行う。

5 危険物等の大量流出に対する応急対策

徳島海上保安部、市及び県の関係防災機関は、危険物等の流出事故が発生した場合、海上での対策、海岸への漂着の防止、危険物等の回収処理等に関し、連携を密にし、必要な応急対策を実施するものとする。

(1) 事故の原因者等による防除措置

海上事故により大量の油又は有害液体物質が排出された場合、事故の原因者等は、防除措置を講じるものとする。

(2) 消防機関、県警察

消防機関、県警察は、海上事故により危険物等が大量流出した場合、直ちに防除活動等を行うとともに、避難誘導活動を行うものとする。

(3) 関係行政機関の長等に対する防除措置の要請

徳島海上保安本部等は、排出の原因者等が必要な措置を講じていない場合又は、原因者等が講じる措置のみによっては海洋の汚染を防止することが困難であると認めるときは、必要に応じ、四国地方整備局、市及び県に対し、危険物等の除去等の必要な措置を講じることを要請するものとする。

(4) 危険物等の海岸等への漂着への対処

関係防災機関は、徳島県排出油等防除協議会等において協議の上、危険物等の防除、環境モニタリング等必要な措置を講じるものとする。

6 関係者等への的確な情報伝達活動

(1) 海上災害情報の伝達

徳島海上保安部は、危険物等流出現場周辺海域における船舶の航行制限、禁止等の危険防止措置や海上災害についての情報を関係者に周知、指導するものとする。

(2) 被災者の家族等への情報伝達活動

防災機関は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、海上災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。

防災機関は、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあうものとする。

(3) 市民等への的確な情報の伝達

防災機関は、災害発生地での市民等に対し、海上災害の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況、ニーズに応じた情報を積極的に伝達するものとする。

防災機関は、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に通知し情報交換を行うものとする。

(4) 関係者等からの問い合わせに対する対応

防災機関は、必要に応じ、発災後速やかに関係者等からの問い合わせに対応する体制の整備に努めるものとする。

また、情報のニーズを見極め収集・整理を行うものとする。

7 二次災害の防止活動

重油等が漂着した場合は、その性質や危険性等を広報し、必要に応じて、周辺海域での遊泳の禁止等の自粛を呼びかける。

また、市は、県と連携をとり、汚染された魚介類が市場に流通しないよう注意し、市民に情報公開を行い、安全性の確保に努める。

【資料編】

徳島県排出油等防除協議会会則

徳島県排出油等防除協議会運営要領

徳島県排出油等防除協議会地区協議会細則

徳島県排出油等防除協議会鳴門地区排出油等防除計画

第2節 航空災害対策

第1 方針

航空運送事業者の運行する航空機の墜落等の大規模な航空事故による多数の死傷者等の発生といった航空災害に対する対策について定める。

第2 災害応急対策

1 発生直後の情報収集・連絡及び通信の確保

(1) 災害情報の収集・連絡

徳島飛行場及び小松島飛行場周辺において航空事故災害等が発生した場合の情報伝達は、「徳島飛行場、小松島飛行場周辺における航空事故の連絡、調整体制に関する協定」によるものとする。

2 活動体制の確立

(1) 防災機関の活動体制

ア 市の活動体制

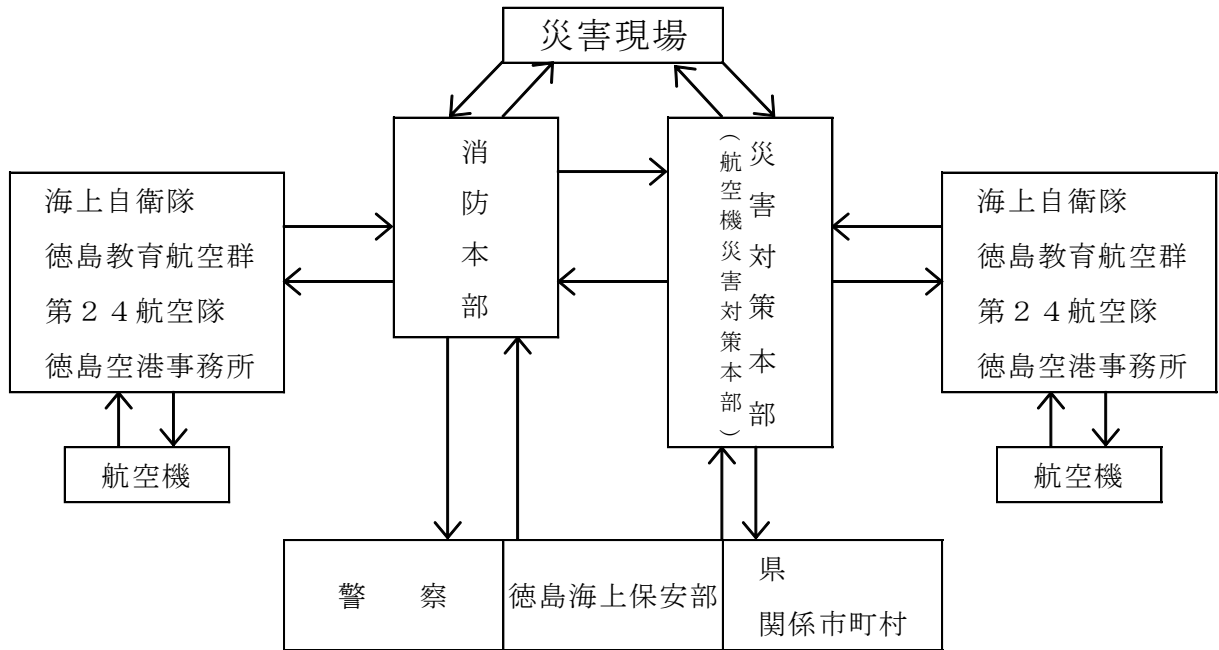
航空機の墜落等の災害が発生した場合には、市、県、防災関係機関及び徳島空港事務所と綿密な連携をとりながら、速やかに応急活動を実施するものとする。

(ア) 情報の伝達

市及び周辺地域に、航空機の墜落事故等が発生した場合、市は、「徳島空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定」、及び「徳島飛行場、小松島飛行場周辺における航空事故の連絡、調整体制に関する協定」に基づき、防災関係機関に連絡する。

また、迅速かつ効果的な応急対策や災害復旧を行うために「徳島県広域消防相互応援協定書」、「徳島県市町村消防相互応援協定」に基づき、他の市町村等に応援を要請する。さらに災害が拡大するおそれがある場合は、県に対し自衛隊の災害派遣や、化学消火薬剤など資機材の確保等について応援を要請する。

通信情報連絡系統



(イ) 初動体制

航空機の墜落等の事故を覚知した消防本部は直ちに、共通対策編第3章第14節「消防活動等の実施」に基づき出動すると同時に、消防本部通信指令室は通信情報連絡系統により連絡を行う。

(ウ) 航空機災害対策本部の設置及び閉鎖

航空機事故により災害が発生した場合、応急対策を迅速かつ効果的に実施するため必要があるとき、市長は航空機災害対策本部を設置する。

a 設置場所

航空機災害対策本部は市役所内に置く。ただし、災害の規模により適切な応急対策を講じる必要があるときは、災害現場付近の適当な場所に、現地航空機災害対策本部を設置する。

b 本部会議

本部会議は次の事項について協議するものとする。

- (a) 応急対策に関すること。
- (b) 医師会等の応援要請に関すること。
- (c) 自衛隊の災害派遣要請に関すること。
- (d) 災害救助法適用に関すること。
- (e) 災害復旧に関すること。
- (f) その他対策上必要な事項に関すること。

c 航空機災害対策本部の閉鎖

本部長は、災害による事務及び業務が解消したと認めたとき、その他本部を設置しておく必要がないと認めたときは、航空機災害対策本部を閉鎖するものとする。

d 職員の動員

市域で、航空機災害対策本部が設置されたときは、共通対策編第3章第2節「市の活動体制」を準用し、必要な人員を確保、応急対策にあたるものとする。

e 救援及び救護計画

航空機災害により多数の負傷者が発生し医療救護活動の必要が生じた場合は、共通対策編第3章第16節「医療救護活動」を準用する。

f 避難指示

航空機災害現場付近の風向、地形及び家屋の密集等により、二次災害のおそれがあるとき又は被災区域の拡大が予想される場合は、共通対策編第3章第9節「避難対策の実施」及び同編第3章第14節「消防活動等の実施」により避難指示を行うものとする。

g 広報活動

航空機災害に関する広報は企画総務班が行うものとする。

h その他の応急対策

必要に応じ、共通対策編第3章に基づき、応急対策を実施するものとする。

イ 広域的な応援体制

市及び県は、被害の規模に応じて、他の地方公共団体に応援を求めるものとする。また、大規模な航空事故の発生を覚知した時は、発災地以外の市町村は、あらかじめ関係地方公共団体により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。

3 搜索、救助・救急、医療及び消火活動

(1) 搜索、救助・救急及び消火活動

鳴門市及び板野東部消防組合は、「徳島空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定」に基づき応急対策に協力する。

(2) 医療救護活動

ア 徳島空港事務所

徳島空港事務所長は、「徳島空港医療救護に関する協定書」に基づき、地元医師会に医療救護活動を要請するものとする。また、地元医師会に要請後、速やかに一般社団法人徳島県医師会へ報告するものとする。

イ 要請を受けた地元医師会は、あらかじめ編成してある救急隊各自で現場に赴き、医療救護活動を実施するものとする。

4 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

(1) 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

交通の確保・緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行うものとする。

(2) 交通の確保

傷病者、医師、避難者又は救援物資等の緊急輸送は、徳島空港事務所、警察署と連携し、被害状況及び緊急度の考慮と、以下の点に留意し行う。

ア 緊急輸送車両として市有車両を配備するとともに、被害の状況に応じて運送事業者等に協力要請するほか県に斡旋依頼する。

イ 予め指定しているヘリポートを必要に応じて開設するとともに、緊急輸送車両との連携体

制を確立する。

ウ 交通規制にあたっては、徳島空港事務所、警察機関、国、県あるいは関係市町の道路管理者、指定公共機関あるいは指定地方公共機関の交通関係機関と、相互に密接な連絡調整を行う。

5 関係者等への的確な情報伝達活動

(1) 被災者の家族等への情報伝達活動

防災機関は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、航空災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。

防災機関は、情報の公表や広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあうものとする。

(2) 市民等への的確な情報の伝達

防災機関は、災害発生地での市民等に対し、航空災害の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況、ニーズに応じた情報を積極的に伝達するものとする。

防災機関は、情報の公表や広報活動の際、その内容について、相互に通知し情報交換を行うものとする。

(3) 関係者等からの問い合わせに対する対応

防災機関は、必要に応じ、発災後速やかに関係者等からの問い合わせに対応する体制の整備に努めるものとする。

また、情報のニーズを見極め、収集・整理を行うものとする。

【資料編】

「徳島飛行場、小松島飛行場周辺における航空事故の連絡、調整合制に関する協定」

「徳島空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定」

「徳島県広域消防相互応援協定書」

「徳島県市町村消防相互応援協定」

第3節 鉄道災害対策

第1 方針

鉄道における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった鉄道災害に対する対策について定める。

第2 災害応急対策

1 発災直後の情報収集・連絡及び通信の確保

(1) 災害情報の収集・連絡

ア 鉄道事故情報等の連絡

鉄道事業者は、事故災害発生の通報を受けたときは、災害等の状況の把握に務め、関係機関に通報する。

鉄道事業者は、必要に応じ、被害状況を四国運輸局に連絡する。

四国運輸局は、関係機関等に事故情報の連絡を行う。

県は、四国運輸局から受けた情報を関係市町村、防災機関等へ連絡する。

イ 鉄道事故発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡

鉄道事業者は、必要に応じ、被害情報を四国運輸局に連絡する。

市は、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。

県は、市町村等から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに必要に応じ関係省庁に連絡する。

ウ 一般被害情報等の収集・連絡

鉄道事業者は、必要に応じ、被害状況を四国運輸局に連絡する。

県は、被害の情報を収集し、これを必要に応じ、消防庁及び関係省庁に連絡する。

エ 応急対策活動情報の連絡

鉄道事業者は、四国運輸局に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。

市は、県に応急対策の活動状況、市対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

また、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市に連絡する。

関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。

(2) 通信手段の確保

鉄道事業者は、必要に応じ、列車無線の有効な活用、移動無線機の運用、臨時回線の構成等の通信回線運用措置を図るものとする。

2 活動体制の確立

(1) 防災機関の活動体制

ア 鉄道事業者の活動体制

発災後速やかに災害の拡大の防止のため、関係列車の非常停止の手配、乗客の避難等の必要な措置をとるとともに、社員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部設置等、必要

な体制をとるものとする。

イ 市は発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び市対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

ウ 広域的な応援体制

市は、被害の規模に応じて、他の地方公共団体に応援を求めるものとする。また、大規模な鉄道事故の発生を覚知した時は、発災地以外の市町村は、あらかじめ関係地方公共団体により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。

(2) 自衛隊の災害派遣

知事等法令で定める者は、自衛隊の派遣要請の必要性を災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要があると認める場合は、要請を行うものとする。

3 救助・救急、医療及び消火活動

(1) 救助・救急活動

鉄道事業者は、事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を最優先とし、二次事故・災害の防止に務め、その救急措置及び復旧については、最も安全と認められる方法により、迅速かつ的確に実施し、必要により関係機関に救援等を要請し、救助・救急活動を行う各機関に可能な限り協力するよう努めるものとする。

(2) 医療救護活動

鉄道事業者は、災害発生直後における救護活動を行うよう努めるとともに、医療救護活動を実施する関係機関に可能な限り協力するよう努めるものとする。

(3) 消火活動

ア 鉄道事業者

事故災害発生直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、必要により関係機関に救援等を要請し、消火活動を行う各機関に可能な限り協力するよう努めるものとする。

イ 消防機関

消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

4 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

(1) 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

交通の確保・緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行うものとする。

(2) 交通の確保

県警察は、緊急輸送を確保するため、必要に応じて、一般車両の通行を禁止するなど交通規制を行うものとする。また、交通規制にあたっては、県警察、道路管理者は相互に密接な連絡をとるものとする。

(3) 代替交通手段の確保

鉄道事業者は、事故災害が発生したときは、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努めるものとする。

5 関係者等への的確な情報伝達活動

(1) 被災者の家族等への情報伝達活動

防災機関は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、鉄道災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。

防災機関は、情報の公表や広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあうものとする。

(2) 市民等への的確な情報の伝達

防災機関は、災害発生地での市民等に対し、鉄道災害の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況、ニーズに応じた情報を積極的に伝達するものとする。

防災機関は、情報の公表や広報活動の際、その内容について、相互に通知し情報交換を行うものとする。

(3) 関係者等からの問い合わせに対する対応

防災機関は、必要に応じ、発災後速やかに関係者等からの問い合わせに対応する体制の整備に努めるものとする。

また、情報のニーズを見極め、収集・整理を行うものとする。

第4節 道路災害対策

第1 方針

道路構造物の被災等による多数の死傷者等の発生といった道路災害に対する対策について定める。

第2 災害応急対策

1 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

(1) 災害情報の収集・連絡

ア 事故情報等の連絡

道路管理者は、道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合は、速やかに国土交通省等、関係機関に連絡するものとする。

県は、国土交通省等から受けた情報を、関係市町村等へ連絡する。

イ 災害発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡

道路管理者は、被害情報等の収集に努めるとともに、被害状況を国土交通省に連絡するものとする。

市は、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する情報等について、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。

県は、市町村等から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに必要に応じ関係省庁に連絡する。

ウ 一般被害情報等の収集・連絡

道路管理者は、被害情報等の収集に努めるとともに、被害状況を国土交通省に連絡するものとする。

県は、被害の情報を収集し、これを必要に応じ消防庁及び関係省庁に連絡する。

エ 応急対策活動情報の連絡

道路管理者は、国土交通省に応急対策の活動状況、災害対策本部設置状況等を連絡するものとする。

市は、県に応急対策の活動状況、市対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。

県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市に連絡する。

防災機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。

2 活動体制の確立

(1) 道路管理者の活動体制

道路管理者は、発災後速やかに、災害の拡大の防止のため必要な措置を講じるとともに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部設置等必要な体制をとるものとする。

(2) 職員の参集等

市は発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び市対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

(3) 広域的な応援体制

市は、被害の規模に応じて、他の地方公共団体に応援を求めるものとする。また、大規模な災害の発生を覚知した時は、発災地以外の市町村は、あらかじめ関係地方公共団体により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。

(4) 自衛隊の災害派遣

知事等法令で定める者は、自衛隊の派遣要請の必要性を災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要があると認める場合は、要請を行う。

3 救助・救急、医療及び消火活動

(1) 救助・救急活動

道路管理者は、迅速かつ的確な救助・救出の初期活動に資するよう消防機関及び県警察等に協力するものとする。

(2) 医療救護活動

道路管理者は、関係機関による迅速かつ的確な救護の初期活動が行われるよう協力するものとする。

(3) 消火活動

ア 道路管理者

迅速かつ的確な初期消火活動に資するよう消防機関に協力するものとする。

イ 消防機関

消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

発災現場以外の市町村等は、発災現場の地方公共団体からの要請、相互応援協定等に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

4 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

(1) 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

交通の確保・緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行うものとする。

(2) 交通の確保

県警察は、緊急輸送を確保するため、必要に応じて、一般車両の通行を禁止するなど交通規制を行うものとする。また、交通規制にあたっては、県警察、道路管理者は相互に密接な連絡をとるものとする。

5 危険物等の流出に対する応急対策

道路管理者は、危険物等の流出が認められたときには関係機関と協力し、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

消防機関及び警察本部は、危険物の流出が認められた場合、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行うものとする。

6 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動

道路管理者は、迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保

に努めるものとする。また、道路施設の応急復旧を行うとともに、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行うものとする。

7 関係者等への的確な情報伝達活動

(1) 被災者の家族等への情報伝達活動

防災機関は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、道路災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。

防災機関は、情報の公表や広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあうものとする。

(2) 市民等への的確な情報の伝達

防災機関は、災害発生地の市民等に対し、道路災害の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況、ニーズに応じた情報を積極的に伝達するものとする。

防災機関は、情報の公表や広報活動の際、その内容について、相互に通知し情報交換を行うものとする。

(3) 関係者等からの問い合わせに対する対応

防災機関は、必要に応じ、発災後速やかに関係者等からの問い合わせに対応する体制の整備を図るものとする。

第5節 危険物等災害対策

第1 方針

危険物の漏洩・流出、火災、爆発による多数の死傷者等の発生、高圧ガスの漏洩・流出、火災、爆発による多数の死傷者等の発生、毒物・劇物の飛散、漏洩、流出等による多数の死傷者等の発生といった危険物等災害に対する対策について定める。(石油コンビナート等災害防止法(昭和50年法律第84号)第2条第2号に規定する特別防災地域を除く。)

第2 災害応急対策

1 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

(1) 災害情報の収集・連絡

ア 危険物等事故情報等の連絡

危険物等による大規模な事故が発生した場合、事業者は県、市等関係機関へ連絡するものとする。

県は、大規模な事故が発生した場合、事故情報等を関係省庁へ連絡する。

県は、関係省庁から受けた情報を市へ連絡する。

イ 危険物等の大規模な事故発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡

事業者は被害状況を市、県、関係機関へ連絡するものとする。

県は、事業者から収集した情報等を関係省庁へ連絡する。

市は、事故情報、人的被害の状況及び火災の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。

県は、市から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに、必要に応じ関係省庁に連絡する。

ウ 一般被害情報等の収集・連絡

事業者は被害状況を県、市等関係機関へ連絡するものとする。

県は、事業者から収集した情報等を関係省庁へ連絡する。

県は、被害の情報を収集し、これを必要に応じ消防庁及び関係省庁に連絡する。

エ 応急対策活動情報の連絡

事業者は、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を県、市の関係機関へ連絡するものとする。

県は、事業者の応急対策の活動状況等の情報を関係省庁へ連絡する。

市は、県に応急対策の活動状況、市対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

また、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市町村に連絡する。

防災機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。

2 活動体制の確立

(1) 事業者の活動体制

事業者は発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部設置等必要な体制をとるとともに災害の拡大の防止のため必要な措置を講じるものとする。

事業者は、消防機関、県警察等との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。

(2) 市の活動体制

市は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び市対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

(3) 広域的な応援体制

市は、被害の規模に応じて、他の地方公共団体等に応援を求めるものとする。また、大規模な危険物等災害の発生を覚知した時は、発災地以外の地方公共団体及び事業者は、あらかじめ関係地方公共団体及び事業者により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。

(4) 自衛隊の災害派遣

知事等法令で定める者は、自衛隊の派遣要請の必要性を危険物等事故の規模や収集した被害情報から判断し、必要があると認める場合は、要請を行うものとする。

(5) 防災業務関係者の安全確保

市は、応急対策活動中の安全確保のために資機材の確保を図るとともに、相互に密接な情報交換を行うものとする。

3 災害の拡大防止活動

事業者は、危険物等災害時に的確な応急点検及び応急措置等を講じるものとする。

市及び県は、危険物等災害時に危険物等の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングを始め、市民の避難、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など適切な応急対策を講じるものとする。

4 消火活動

消防機関、自衛消防組織等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。その際、火災の状況、規模並びに危険物の種類により、消火用薬剤の収集、化学車の派遣要請等他の機関の応援を受けるものとする。

発災現場以外の市町村は、発災現場の地方公共団体からの要請、相互応援協定等に基づき、消防機関、自衛消防組織等による応援を迅速かつ円滑に実施するよう努めるものとする。

徳島海上保安部は、海上における消火活動を行うものとする。

5 災害の拡大防止のための交通制限及び緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

(1) 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

災害の拡大防止又は緊急輸送活動のため、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行うものとする。

(2) 交通の確保

県警察は、災害の拡大防止又は緊急輸送を確保するため、直ちに、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。また、交通規制にあたっては、県警察、道路管理者、徳島海上保安部等は、相互に密接な連絡をとるものとする。

徳島海上保安部は、緊急輸送を円滑に行うため、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止するとともに、海上に被害が及んだ場合又は被害が及ぶおそれがある場合、通行船舶に対し、航行制限、航行禁止等の措置を講じるものとする。

6 危険物等の大量流出に対する応急対策

(1) 海上への流出に対する応急対策

危険物等が海上に大量流出した場合の応急対策は、第1節「海上災害対策」によるものとする。

(2) 河川等への流出に対する応急対策

市及び県等は、危険物等が河川等に大量流出した場合、直ちに関係機関と協力の上、環境モニタリング、危険物等の処理等必要な措置を講じるものとする。なお、その際、水質汚濁防止協議会など関係行政機関等からなる既存の組織を有効に活用し、迅速に対応するものとする。

7 施設、設備の応急復旧活動

防災機関は、専門技術を持つ人材等を活用して、施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、施設の応急復旧を速やかに行うものとする。

8 被災者等への的確な情報伝達活動

(1) 被災者への情報伝達活動

防災機関は、被災者のニーズを十分把握し、危険物等災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報及び交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した伝達を行うこととする。

防災機関は、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあうものとする。

(2) 市民等への的確な情報の伝達

防災機関は、災害発生地での市民等に対し、危険物等災害の状況、安否情報、施設等の復旧状況、義援物資の取扱い等、ニーズに応じた情報を積極的に伝達するものとする。

防災機関は、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に通知し情報交換を行うものとする。

(3) 市民等からの問い合わせに対する対応

防災機関は、必要に応じ、発災後速やかに関係者等からの問い合わせに対応する体制の整備に努めるものとする。

また、情報のニーズを見極め収集・整理を行うものとする。

第6節 大規模な火事災害対策

第1 方針

大規模な火事による多数の死傷者等の発生といった大規模な火事災害に対する対策について定める。

第2 災害応急対策

1 発災直後の情報収集・連絡及び通信の確保

(1) 災害情報の収集・連絡

ア 大規模な火事発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡

市は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた情報から直ちに県へ連絡するものとする。

県は、市から情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を把握しこれらの情報を消防庁に報告するとともに必要に応じ関係省庁に連絡する。

イ 一般被害情報等の収集・連絡

県は、被害の情報を収集し、これを必要に応じ消防庁及び関係省庁に連絡する。

ウ 応急対策活動情報の連絡

市は、県に応急対策の活動状況、市対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。また、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市に連絡する。

防災機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。

2 活動体制の確立

(1) 市の活動体制

市は災害の状況に応じて速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び市対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

(2) 広域的な応援体制

ア 県は、災害が広域に及び緊急の必要があり、市が消防相互応援の要請を行うことが困難な場合は、他の市町村長又は消防組合管理者、広域連合長に対し消防相互応援協定の実施、その他災害の防ぎよに関し必要な指示をする。

イ 市は、消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対処できない場合には、県に対し応援を求めることとする。

ウ 県は、市から応援要請を求められたとき、又は火災が著しく拡大し、県内の市町村の消防力をもって対処できないと認めるときは、消防庁長官に対し緊急消防援助隊の出動及び「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく応援要請等を行うものとする。

(3) 自衛隊災害派遣要請

知事等法令で定める者は、自衛隊の派遣要請の必要性を災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要があると認める場合は、要請を行うものとする。

3 消火活動

消防機関等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

被災地以外の市町村は、被災地方公共団体からの要請、相互応援協定等に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

4 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

(1) 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

災害の拡大防止又は緊急輸送活動のため、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行うものとする。

(2) 交通の確保

県警察は、緊急輸送を確保するため、直ちに、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。また、交通規制に当たって、県警察、道路管理者、徳島海上保安部等は、相互に密接な連絡をとるものとする。

徳島海上保安部は、緊急輸送を円滑に行うため、必要に応じて船舶の交通を制限し又は禁止するものとする。

5 施設、設備の応急復旧活動

防災機関は、専門技術を持つ人材等を活用して、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、ライフライン及び公共施設等の応急復旧を速やかに行うものとする。

6 被災者等への的確な情報伝達活動

(1) 被災者への情報伝達活動

防災機関は、被災者のニーズを十分把握し、大規模な火事災害の状況、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報及び交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した伝達を行う。

防災機関は、情報の公表や広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあうものとする。

(2) 市民等への的確な情報の伝達

防災機関は、災害発生地での市民等に対し、大規模な火事災害の状況、安否情報、施設等の復旧状況、義援物資の取扱い等、ニーズに応じた情報を積極的に伝達するものとする。

防災機関は、情報の公表や広報活動の際、その内容について、相互に通知し情報交換を行うものとする。

(3) 市民等からの問い合わせに対する対応

防災機関は、必要に応じ、発災後速やかに関係者等からの問い合わせに対応する体制の整備に努めるものとする。

また、情報のニーズを見極め、収集・整理を行うものとする。

第7節 林野火災対策

第1 方針

火災による広範囲にわたる林野の消失といった林野火災に対する対策について定める。

第2 災害応急対策

1 発災直後の情報収集・連絡及び通信の確保

(1) 災害情報の収集・連絡

ア 林野火災発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡

市は、火災の発生状況、人的被害の状況、林野の被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた情報から直ちに県へ連絡するものとする。

県は、市から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握しこれらの情報を消防庁及び林野庁に報告するとともに必要に応じ関係省庁に連絡する。

また、警察本部は、被害に関する情報を把握し、これを警察庁に報告する。

イ 一般被害情報等の収集・連絡

県は、被害の情報を収集し、これを必要に応じ消防庁及び関係省庁に連絡する。

ウ 応急対策活動情報の連絡

市は、県に応急対策の活動状況、市対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。また、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市に連絡する。

防災機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。

2 活動体制の確立

(1) 市の活動体制

市は災害の状況に応じて速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び市対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

(2) 広域的な応援体制

ア 県は、災害が広域に及び、緊急の必要があり、市が消防相互応援の要請を行うことが困難な場合は、他の市町村長又は消防組合管理者に対し消防相互応援協定の実施、その他災害の防ぎよに関し必要な指示をする。

イ 市は、消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対処できない場合には、県に対し応援を求めることとする。

ウ 県は、市から応援要請を求められたとき、又は火災が著しく拡大し、県内の市町村の消防力をもって対処できないと認めるときは、消防庁長官に対し緊急消防援助隊の出動及び「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく応援要請等を行う。

(3) 自衛隊災害派遣要請計画

知事等法令で定める者は、自衛隊の派遣要請の必要性を災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要があると認める場合は、要請を行うものとする。

3 消火活動

(1) 消火活動

ア 消防機関等による消火活動

消防機関等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

市民及び自主防災組織等は、発災後初期段階において、自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力するよう努めるものとする。

イ 被災地以外の市町村による応援

被災地以外の市町村は、被災地の地方公共団体からの要請、相互応援協定等に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

4 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

(1) 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

災害の拡大防止又は緊急輸送活動のため、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行うものとする。

(2) 交通の確保

県警察は、緊急輸送を確保するため、直ちに、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。また、交通規制に当たって、県警察、道路管理者、徳島海上保安部等は、相互に密接な連絡をとるものとする。

5 施設、設備の応急復旧活動

防災機関は、関係機関と連携して施設・設備の被害状況等を把握して、ライフライン及び公共施設等の応急復旧を速やかに行う。

6 被災者等への的確な情報伝達活動

(1) 被災者への情報伝達活動

防災機関は、被災者のニーズを十分把握し、林野火災の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報及び交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した伝達を行うこととする。

防災機関は、情報の公表や広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあうものとする。

(2) 市民等への的確な情報の伝達

防災機関は、災害発生地での市民等に対し、林野火災の状況、安否情報、施設等の復旧状況、義援物資の取扱い等、ニーズに応じた情報を積極的に伝達するものとする。

防災機関は、情報の公表や広報活動の際、その内容について、相互に通知し情報交換を行うものとする。

(3) 市民等からの問い合わせに対する対応

防災機関は、必要に応じ、発災後速やかに関係者等からの問い合わせに対応する体制の整備に

努めるものとする。

また、情報のニーズを見極め、収集・整理を行うものとする。

7 二次災害の防止活動

市は、林野火災により流域が荒廃した地域の下流部においては、土石流等の二次災害が発生するおそれがあることについて十分留意して、二次災害の防止に努める。

第8節 原子力災害対策

第1 方針

原子力事業者の原子炉の運転等（加工、原子炉、貯蔵、再処理、廃棄、使用（保安規定を定める施設）、事業所外運搬（以下「運搬」という。））により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害からの復旧を図るための必要な対策について、市がとるべき措置については、本計画によるものとする。

第2 総則

1 計画の目的

徳島県内には、「原子力災害対策指針」（以下「指針」という。）に規定された原子力施設は立地せず、また、県外に立地する原子力施設のうち、本市と最も近距離にある高浜発電所までの直線距離も約160kmと、予防的防護措置を準備する区域（PAZ：Precautionary Action Zone・原子力施設から概ね半径5km）及び緊急防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective Action Planning Zone・原子力施設から概ね半径30km）の範囲にも本市は含まれないが、東日本大震災における原子力災害では放射性物質が原子力災害対策を重点的に実施すべき区域より広範囲に拡散し、市民生活や産業に甚大な被害をもたらしている。

こうした経過を踏まえ、原子力事業者の原子炉の運転等により事故が発生した場合に備え、市が関係機関等と連携して実施すべき事前対策、応急対策及び中長期対策について必要な事項を定めることにより、市民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

2 計画の性格

(1) 本市の原子力災害対策の基本となる計画

この計画は、本市の原子力災害対策の基本となるものであり、国の「防災基本計画原子力災害対策編」及び原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）第6条の2第1項の規定に基づき定められた指針を踏まえるとともに、「県計画」の「大規模事故等災害対策編」の原子力災害対策等と整合するよう緊密に連携を図りつつ策定する。

また、市や関係機関は、想定される全ての事象に対して対応できるよう対策を講じることとし、仮に不測の事態が発生した場合であっても、対処し得るよう体制を整備する。

(2) 鳴門市地域防災計画における他の災害対策との関係

この計画は、「鳴門市地域防災計画」の「大規模事故等災害対策編」の「原子力災害対策」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については、共通対策編に記載のある対策を参考に対処する。

(3) 計画の修正

この計画は、法第42条の規定に基づき、防災基本計画又は県計画、市の活動体制等の見直し等により必要があると認める場合にはこれを修正する。

3 本節の基礎とするべき災害の想定

(1) 放射性物質又は放射線の放出形態

原子力発電所における放射性物質又は放射線の放出形態は、指針によれば次のように想定されている。

※原子力災害対策指針＞①放射性物質又は放射線の放出＞（i）原子炉施設で想定される放出形態より抜粋

原子炉施設においては、多重の物理的防護が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気へ放出の可能性がある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の放射性希ガス、揮発性の放射性ヨウ素、気体中に浮遊する微粒子（以下「エアロゾル」という。）等がある。

これらは、気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団（以下「プルーム」という。）となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し長期間とどまる可能性が高い。さらに土壌やがれき等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。

実際、平成23年3月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故においては、格納容器の一部の封じ込め機能の喪失、熔融炉心から発生した水素の爆発による原子炉建屋の損傷等の結果、放射性セシウム等の放射性物質が大量に大気環境に放出された。また、炉心冷却に用いた冷却水に多量の放射性物質が含まれて海に流出した。したがって、事故による放出形態は、必ずしも単一的なものではなく、複合的であることを十分考慮する必要がある。

(2) この計画で対象とする原子力災害

この計画では、指針による放射性物質又は放射線の放出形態及び大規模な放射性物質の放出が広範囲に影響を及ぼした福島第一原発の事故に鑑み、特定の原子力発電所における原子力災害は想定せず、全国の原子力発電所における事故を想定する。

第3 事前対策

ここでは、原災法及び災害対策基本法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害発生時の事前対策を中心に定める。

1 情報の収集・連絡体制の整備

市は、国、県、原子力事業者、原子力施設が立地する地方自治体（以下「立地府県等」という。）その他の防災関係機関・団体との間において、原子力防災体制に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備する。

(1) 情報の収集・連絡体制の整備

市は、原子力災害に対し万全を期すため、国、県、原子力事業者その他の防災関係機関・団体との間において情報収集・連絡体制を整備する。

その際、夜間・休日等の勤務時間外の対応や通信障害時なども考慮した代替となる連絡手段・連絡先も含む確実な情報収集・連絡体制を整備するよう努める。

2 原子力災害事前対策の整備

(1) 警戒体制をとるために必要な体制等の整備

市は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、警戒事態及び施設敷地緊急事態の発生通報を受けた場合、速やかに職員の参集、情報の収集・連絡が行えるよう、参集体制の整備を図る。

(2) モニタリング体制等

緊急時モニタリングセンターは、原子力規制委員会、関係省庁、地方公共団体、原子力事業者等の要請により編成され、これらの要員が連携して緊急時モニタリング等を実施する。市は、緊急時モニタリングセンターが実施する緊急時モニタリングにおいて、県をはじめとする関係機関との協力、連携体制の整備、事故時の連絡体制の整備等を行うものとする。

3 県外からの避難者の受入れ体制の整備（広域避難対策）

市は、原子力災害により、災害時相互応援協定締結市又は県を通じて県境を越えて避難する者が発生した都道府県（以下「避難元都道府県」という。）からの避難者の受入れ要請に備え、あらかじめ必要な体制を整備する。（共通対策編第3章第11節「広域一時滞在（広域避難）対策の実施」を参照。）

(1) 避難所の確保

市は、広域避難の受入れに使用できる避難所の確保に努めるとともに、必要に応じ、県と連携し、施設管理者への協力要請を行う。

4 市民等への的確な情報伝達体制の整備

(1) 市民等への的確な情報伝達体制の整備

市は、県及び国と連携し、警戒事態又は施設敷地緊急事態発生後の経過に応じて市民等に提供すべき情報や手段について、情報を受け取る媒体や受け取り方が千差万別であることも考慮しながら、災害対応のレベルや場所等に応じた情報伝達体制をあらかじめ整備する。

(2) 複合災害を想定した情報伝達体制の確保

市は、地震や津波等との複合災害における情報伝達体制を確保するとともに、的確な情報を常に伝達できるよう、デジタル防災行政無線等の体制の充実に努める。

(3) 相談窓口の設置

市は、県と連携し、市民等からの問い合わせに対応する相談窓口の設置等について、あらかじめその方法、体制等について定めておくものとする。

(4) 要配慮者等への情報伝達体制の整備

市は、原子力災害の特殊性に鑑み、県と連携し、傷病者、入院患者、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦などの要配慮者（以下「要配慮者」という。）及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、市民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に対する情報伝達体制の整備に努めるものとする。

5 原子力防災に関する市民等に対する知識の普及・啓発

市は、県、国や原子力事業者と協力し、市民等に対し、原子力防災に関する知識の普及・啓発の

ため、次に掲げる事項について、広報活動の実施に努める。

また、防災知識の普及・啓発に際しては、要配慮者に十分に配慮することにより、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努めるものとする。

- ① 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- ② 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- ③ 緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること

第4 緊急事態応急対策

ここでは、原子力発電所における警戒事態及び施設敷地緊急事態の発生及び、原災法第15条に基づき原子力緊急事態宣言が発出された場合の本市の応急対策を定めるものであるが、これら以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、ここに定める対策に準じて対応する。

1 災害情報等の伝達

原子力災害に対し万全を期するため、県は、国、原子力事業者及び立地府県等から受けた通報・連絡事項を必要に応じ、ただちに市及び防災関係機関へ連絡する。

2 緊急事態応急体制の確立

(1) 緊急事態応急体制の確立

市は、警戒事態又は施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合や、報道等により原子力発電所における事故の発生を覚知した場合は、市警戒本部会議等を招集・開催し、速やかに情報の収集・連絡体制の確立等必要な体制を確保するとともに、県、原子力事業者等関係機関と緊密な連携を図る。

ア 市警戒本部の設置・閉鎖

(ア) 市警戒本部の設置

特定事象発生の連絡を受けた場合、又は特定事象発生のおそれがある場合は、市警戒本部を設置する。

市警戒本部においては、各種情報の収集、指示の徹底及び各部局の情報交換・対応の調整等を行う。

(イ) 市警戒本部の閉鎖

- a 市対策本部が設置されたとき。
- b 予想された災害の危険が解消されたとき。

イ 市対策本部の設置・閉鎖

(ア) 市対策本部の設置

- a 市の地域を対象とした原子力緊急事態宣言がなされたとき（原災法第22条第1項に基づく自動設置）
- b 原子力事業所の事故等により放射性物質が広範囲に拡散し、市内において原子力緊急事態に伴う屋内退避又は避難が必要となった場合、その他原子力災害時の応急対策にあたり市長が必要と認めたとき。

(イ) 市対策本部の閉鎖

- a 市の地域を対象とした原子力緊急事態解除宣言がなされたとき（ただし原災法第 22 条第 2 項に基づく当該原子力緊急事態解除宣言に係る原子力災害事後対策実施区域に該当する場合は除く。）
- b 本部長が原子力施設の事故が終結し、緊急事態応急対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めたとき。

(2) 災害時のモニタリング

市は、県の実施する環境放射線モニタリング（空間放射線量率、水道水、葉菜等の環境試料）が円滑に行われるよう協力するとともに、モニタリング検査の状況や検査結果に関する情報を県ウェブサイト等に公表していることを市民等に周知する。

(3) 飲食物の出荷制限、摂取制限等

ア 飲食物に係る放射性物質濃度の検査の実施

市は、指針に基づいた基準を踏まえ、県及び国からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、又は独自の判断により、飲料水の検査を実施する。食品については、必要に応じ、県が行う放射性物質による汚染状況の調査に協力する。

イ 飲食物の出荷制限、摂取制限等の実施及び解除

市は、指針に基づいた O I L の初期設定値や食品衛生法上の基準値を踏まえた国の指導・助言及び指示に基づき、飲食物の出荷制限、摂取制限等の実施及び解除を行う。

※OIL (Operation Intervention Level : 運用上の介入レベル)

〔防護措置の実施を判断するため、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等について設定された基準。緊急時モニタリングの結果を OIL の値に照らして、防護措置の実施範囲が定められる。〕

ウ 飲食物に係る放射性物質濃度の検査結果の公表

市は、県が実施した飲食物に係る放射性物質濃度の検査結果に関する情報を県ウェブサイト等に公表していることを市民等に周知する。

(4) 医療措置

市は、県が行う緊急時における市民等の健康管理、汚染検査、除染等緊急被ばく医療について協力するものとする。

3 市民等への的確な情報伝達活動

(1) 市民等への情報伝達活動

市は、デジタル防災行政無線や広報車、自主防災組織との連携等により、市民等に対し、原子力災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、屋内退避、避難指示などの避難情報、農畜水産物の安全性の確認等、必要な情報を正確かつ理解しやすい内容で、利用可能な様々な手段を活用し、迅速かつ適切に提供する。

なお、その際、要配慮者及び一時滞在者等に配慮する。

(2) 相談窓口の設置

市は、市民等からの相談、問い合わせに対し、迅速かつ円滑に対応するため、必要な分野において、相談窓口を設置する。

4 市民等に対する屋内退避、避難指示

市は、原災法第15条第3項に基づき、内閣総理大臣から屋内退避若しくは避難に関する指示があったとき、又は原子力緊急事態宣言があった時から人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市民等に対する屋内退避又は避難の指示の措置を講じるものとする。

5 県外からの避難者の受け入れ体制の整備（広域避難対策）

(1) 広域避難の受入れ

市は、災害時相互応援協定締結市又は県より県境を越える広域避難の受入れについて要請があった場合は、広域避難の受入れに協力する。（共通対策編第3章第11節「広域一時滞在（広域避難）対策の実施」を参照。）

県は、避難者を受入れるにあたり、避難元都道府県との調整や避難者の登録、情報提供等を行う窓口を設置するとともに、広域避難の受入れを実施する市運営の避難所を支援する。

なお、福井県嶺南地域に立地する原子力施設において万一事故等が発生し、広域避難が必要になった場合は、関西広域連合が策定する「原子力災害に係る広域避難ガイドライン」に基づき、京都府舞鶴市の避難住民の受け入れを行うこととする。

(2) 避難者の生活支援及び情報提供

ア 避難者の生活支援

市及び県は、避難元都道府県等と連携し、市内に避難を希望する避難者に対して、住まい、生活、医療、教育、介護などの多様なニーズを把握し、必要な支援につなげる。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、市民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、市民等の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程及び避難先における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。

イ 避難者の情報提供

市及び県は、避難者に関する情報を活用し、避難者へ避難元市町村からの情報を提供する。

第5 中長期対策

ここでは、原子力災害中長期対策を中心に示したものであるが、これら以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、これに定める対策に準じて対応する。

1 市民等への的確な情報伝達活動

市は、引き続き、市民等のニーズを十分に把握し、原子力災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、農畜水産物の安全性の確認の状況等、必要な情報を正確かつ理解しやすい内容で、利用可能な様々な手段を活用し、迅速かつ適切に提供する。

2 風評被害等の影響の軽減

市及び県は、原子力災害による風評被害等を未然に防止するため、国、市、関係団体等と連携

し、報道機関等の協力を得て、農林水産物、工業品等の適正な流通、輸出の促進及び観光客の減少の防止のため、的確な情報提供等に努めることとする。

3 避難者の生活支援の継続と長期化への対応

市及び県は、避難者の多様なニーズ、特に生活・医療・雇用情報等を把握し、必要な支援を継続する。

また、県は避難期間が長期に及ぶ場合の就労や住まいの確保等、避難の生活支援について、避難先市町村、関係機関と連携し、必要な支援を行う。